第十八条の十五の十一第二項第一号中「施行令第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項ただし書」を「法第三十七条の十四の二第二十八項又は第二十九項ただし書」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同項第九号中「につき契約不履行等事由」の下に「（法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同項第十号イ中「第二十五条の十三の二第一項」を「第二十五条の十三の二第一項後段」に改め、同項第十一号中「施行令第二十五条の十三の八第二十六項において準用する」を削り、「第二十五条の十三の四第二項」を「第二十五条の十三の八第二十六項において準用する」を削り、「第二十五条の十三の四第一項に規定する」を削り、同条第五項中「施行令第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項ただし書」を「法第三十七条の十四の二第二十八項又は第二十九項ただし書」に改める。

第十八条の十八第一項中「、同項」を「並びに同項」に改め、「並びに当該計算の基礎となつた施行令第二十五条の十六第一項第一号に掲げる相続税額及び当該相続税額に係る同項第二号に規定する課税価格の資産ごとの明細」を削る。

第十八条の十九の二第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十条の三の二第一項第四号ロ(3)に規定する財務省令で定める法人は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第七項第八号に規定する合理的な経営改善のための計画（同号イに掲げる措置を実施することを内容とするものに限る。）を実施している会社とする。

第十八条の十九の三第六項中「第四十条の三の三第六項」を「第四十条の三の三第十一項」に、「第一項各号」を「第五項各号」に、「同条第六項」を「同条第十一項」に改め、「独立企業間価格」の下に「（同条第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第四十条の三の三第五項」を「第四十条の三の三第九項」に、「第一項各号」を「第五項各号」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、「係る独立企業間価格」の下に「（同条第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　施行令第二十五条の十八の三第七項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

9　法第四十条の三の三第六項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（同項の特定無形資産内部取引の時に同項の非居住者が予測したものに限る。）とする。

一　当該特定無形資産内部取引に係る施行令第二十五条の十八の三第八項に規定する予測される金額及びその計算の基礎となつた事項（次号に掲げる事項を除く。）

二　当該特定無形資産内部取引に係る第五項第一号ロに規定するリスクに係る事項

三　前二号に掲げるもののほか、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項

第十八条の十九の三第二項を同条第六項とし、同条第一項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第四項第二号に規定する」に改め、同項第二号イ中「ホまで」を「トまで」に改め、同号ロ中「第二十五条の十八の三第五項第六号」を「第二十五条の十八の三第五項第七号」に改め、同号ハ中「又は同項第六号」を「、同項第七号」に改め、「限る。）」の下に「、同項第一号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を選定した場合におけるこれらの方法により当該内部取引の時の現在価値として割り引いた金額の合計額を算出するための書類

ホ　当該非居住者が独立企業間価格を算定するに当たり用いた予測の内容、当該予測の方法その他当該予測に関する事項を記載した書類（ハ及びニに掲げる書類を除く。）

第十八条の十九の三第一項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

施行令第二十五条の十八の三第三項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異（以下この項において「調整対象差異」という。）のうちにそれにより生ずる割合の差（同条第三項に規定する割合の差をいう。）を定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合」という。）に及ぼす影響が軽微であると認められるときとする。

2　施行令第二十五条の十八の三第三項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の内部取引に係る四以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第三項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の百分の二十五に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の百分の七十五に相当する順位の割合までの間にある当該四以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。

3　第一項の規定は、次の表の上欄に掲げる場合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第二十五条の十八の三第四項に規定する財務省令で定める場合		
施行令第二十五条の十八の三第五項第一号イに規定する財務省令で定める場合	、同項	同条第三項
	、施行令第二十五条の十八の三第五項第一号イ	同条第四項
	同条第三項	同号イ
	つき同項	つき同号イ
施行令第二十五条の十八の三第五項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定める場合	、同項	同条第三項
	、施行令第二十五条の十八の三第五項第一号ハ(1)	同号ハ(1)
	つき同項	つき同号ハ(1)
施行令第二十五条の十八の三第五項第二号に規定する財務省令で定める場合	、同項	同条第三項
	、施行令第二十五条の十八の三第五項第二号	同号
	つき同項	つき同号
施行令第二十五条の十八の三第五項第三号に規定する財務省令で定める場合	、同項	同条第三項
	、施行令第二十五条の十八の三第五項第三号	同号
	つき同項	つき同号